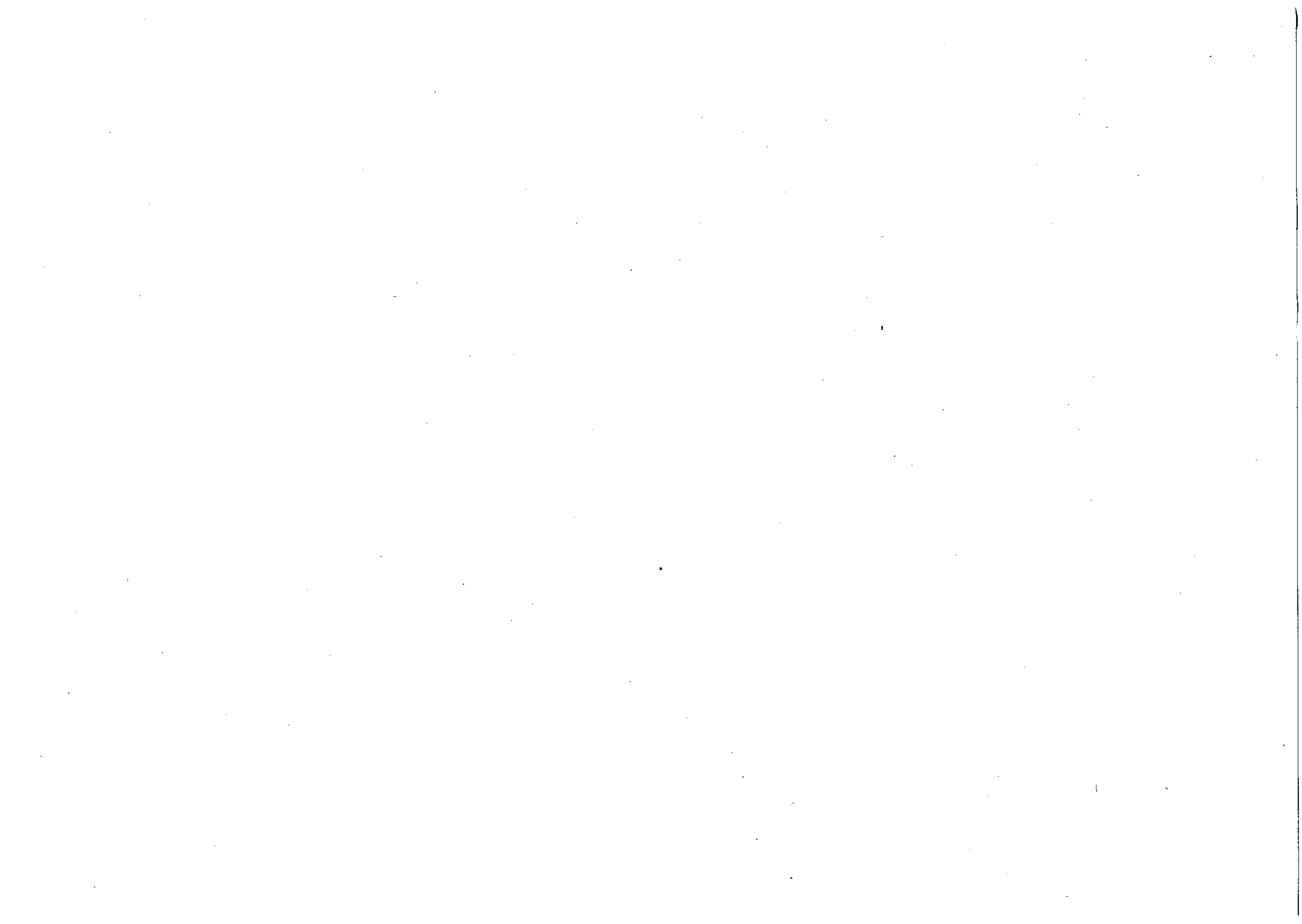


平成 22 年 11 月 11 日

資料 3

個人所得課税（金融証券税制）

【参考資料】



上場株式等の譲渡益及び配当の課税について

	～20. 12	21. 1 ～ 23. 12	24. 1～
税 率	10%	【原則】 <div style="text-align: center;">20%</div>	20%
		【特例措置】 <div style="text-align: center;"> 上場株式等の譲渡益 10% 上場株式等の配当 (大口株主等が支払を受けるものを除く。) 10% </div>	
(源泉徴収税率)	10% (申告不要可)	10% (申告不要可)	20% (申告不要可)
損益通算	-	上場株式等の譲渡損と配当の損益通算 21. 1～ 確定申告による対応 22. 1～ 源泉徴収口座内における損益通算を可能に	

(注) 1 「大口株主等」とは、発行済株式等の総数の5%以上の株式等を有する者をいう。

2 税率20%の場合は所得税15%、住民税5%であり、税率10%の場合は所得税7%、住民税3%である。

主要国における利子、配当、キャピタル・ゲイン課税 (未定稿)

(2010年7月現在)

	アメリカ		イギリス		ドイツ		フランス	
利子課税	総合課税	10～35% 2011年から 15～39.6%	段階的課税	10、20、40、 50%	申告不要[分離課税] ※総合課税も選択可	26.375%	総合課税 又は 源泉分離課税	17.6～52.1% 又は 30.1% 2011年から(改正案) 17.6～53.1% 又は 31.1%
配当課税	段階的課税 2011年から 総合課税	0、15% 2011年から 15～39.6%	段階的課税	32.5、42.5%	申告不要[分離課税] ※総合課税も選択可	26.375%	総合課税 又は 源泉分離課税	17.6～52.1% 又は 30.1% 2011年から(改正案) 17.6～53.1% 又は 31.1%
株式譲渡益 課税	段階的課税	0、15% 2011年から 5年超保有は8%、18% 5年以下保有は10%、 20%	段階的課税	18%、28%	申告不要[分離課税] ※総合課税も選択可	26.375%	申告分離課税	30.1% ※譲渡額が年25,730ユーロ (約296万円)以下の場合 は非課税。 2011年から(改正案) 31.1%(非課税枠は廃止)
備考	<ul style="list-style-type: none"> 上記とは別途、州税等(州・地方政府税)が課されるが、税率等は各々異なる。 給与所得等、配当所得及び長期キャピタル・ゲインの順に所得を積み上げて、それぞれの所得ごとに適用税率が決定される。 現行の税率等については2010年までの時限措置とされており、2011年からの取扱いについては確定していない。 		<ul style="list-style-type: none"> 株式譲渡益が年10,100ポンド(約135万円)以下の場合には非課税。 給与所得等、利子所得、配当所得、株式譲渡益の順に所得を積み上げて、それぞれの所得毎に適用税率が決定される。 		<ul style="list-style-type: none"> 資本所得と他の所得を合算して、総合課税税率が25%以下の者は、申告により総合課税の税率が適用される。 申告を行った結果、総合課税を選択した方が納税者にとって却って不利になる場合は、税務当局において資本所得は申告されなかったものとして取り扱われ、26.375%の源泉徴収税のみが課税される。 		<ul style="list-style-type: none"> 上記税率には、所得税(総合課税:5.5～40%、金融所得に対する分離課税:18%)の他、比例税率の社会保障関連諸税(給与所得には8%、金融所得には12.1%)を含む。 	

貯蓄等に係る 主な特例	○ 個人貯蓄口座(ISA) 対象: 債券・株式、預金、生命 保険 措置: 利子、配当、キャピタル・ ゲインの非課税 拠出 年10,200ポンド 限度: (約137万円)	○ 貯蓄者控除制度 対象: 債券・株式、預金等 措置: 利子、配当、キャピタル・ゲインに対する 所得控除 控除 年801ユーロ(約9万円)(夫婦合算の 限度: 場合は1,601ユーロ(約18万円))	○ 貯蓄金庫A通帳(Livret A) 対象: 預金 措置: 利子非課税 預入 総額15,300ユーロ(約176万円) 限度:
			○ 株式貯蓄計画(PEA) 対象: 株式 措置: 配当、キャピタル・ゲイン非課税 拠出 13.2万ユーロ(約1,518万円) 限度: (夫婦合算の場合は26.4万ユーロ(約3,036万円))

(注) 各国とも2010年7月の税法による。邦貨換算レートは、1ドル=92円、1ポンド=134円、1ユーロ=115円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成22年5月中における実勢相場の平均値)。

主要国の配当に係る負担調整に関する仕組み【個人株主段階における法人税と所得税の調整方式】

- 個人段階で配当所得に課される所得税については、法人税との負担調整をどのように行うか古くから議論されてきている。1936年以降負担調整を行っていないアメリカに加え、近年、ドイツ、フランスでも調整措置のない分離課税方式が導入され、配当に係る負担調整を行わないことは主要国における趨勢となっている。

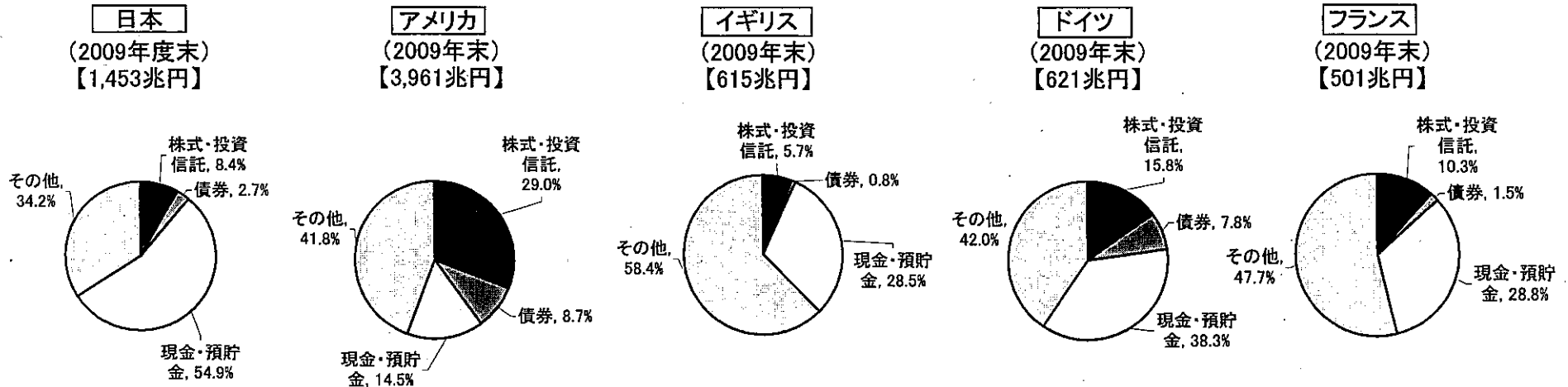
(2010年7月現在)

日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
<p>【確定申告不要又は申告分離課税を選択した場合】</p> <p>調整措置なし</p>	調整措置なし	部分的な調整	調整措置なし	<p>【分離課税を選択した場合】</p> <p>調整措置なし</p>
<p>【総合課税を選択した場合】</p> <p>配当控除 (配当所得税額控除方式)</p>				<p>【総合課税を選択した場合】</p> <p>配当所得一部控除方式 (受取配当の60%を株主の課税所得に算入)</p>

- (注) 1. 日本では、上場株式等の配当については源泉徴収されており、確定申告不要と総合課税とを選択することができる。また、株式譲渡損との損益通算のために申告分離課税も選択することができる。
2. アメリカにおいては、個人株主段階で配当所得に対し、通常税率(10%~35%の6段階)に代えて、2010年までの時限措置として軽減税率(2008年から2010年には0%、15%の2段階)が適用されている。なお、アメリカは1936年に個人株主段階における法人税と所得税の調整措置を廃止している。
3. イギリスにおける「部分的な調整」とは、部分的インピュテーション方式である。インピュテーション方式とは、受取配当のほか、受取配当に対応する法人税額の全部又は一部に相当する金額を個人株主の所得に加算し、この所得を基礎として算出された所得税額から、この加算した金額を控除する方式のことをいう。受取配当に対応する法人税額の全部を株主に帰属させる完全インピュテーションの場合、法人所得のうち配当に充てた部分に関する限り、二重課税は完全に排除される。なお、イギリスの部分的インピュテーション方式では、受取配当にその1/9を加えた額を課税所得に算入し、算出税額から受取配当額の1/9を控除する。
4. ドイツでは、2008年まで総合課税のもと、配当所得一部控除方式(受取配当の50%を株主の課税所得に算入)が採られていたが、2009年から、利子・配当・キャピタルゲインに対する一律25%の申告不要(分離課税)が導入されたことに伴い、個人株主段階における法人税と所得税の調整は廃止された。
5. フランスでは、2007年まで総合課税のもと、配当所得一部控除方式(受取配当の60%を株主の課税所得に算入)が採られていたが、2009年から、総合課税と分離課税の選択制が導入され、分離課税を選択した場合には個人株主段階における法人税と所得税の調整は行われないこととなった。

主要国の資産構成及び税制の比較

1 個人金融資産の構成比



(注1) 【 】は個人金融資産(家計の保有する金融資産であるが、アメリカ、イギリス及びドイツは対家計民間非営利団体の保有する金融資産を含む)の総額である。
 (注2) 日本、イギリス、及びフランスの「株式」は居住者が発行する株式のうち上場されているものを計上しているが、アメリカ及びドイツは非上場株式及び非居住者発行の株式も含んでいる。

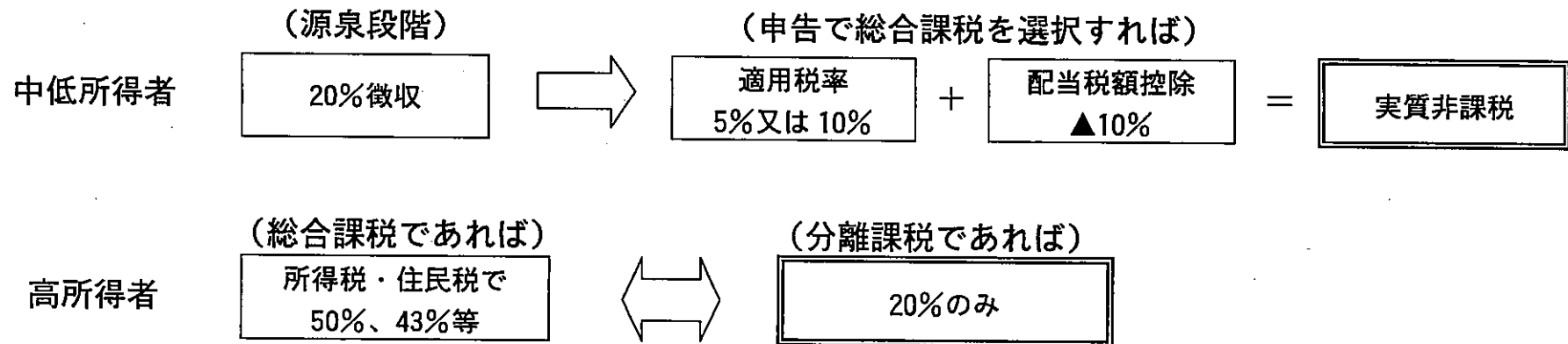
2 証券税制

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
配当課税	【時限措置(2010年まで)】 申告不要[分離課税]10% 又は総合課税10~50%	【時限措置(2010年まで)】 段階的課税2段階 0、15% +州税等(総合課税)	段階的課税 3段階 10、32.5、42.5%	申告不要[分離課税] 26.375% ※総合課税も選択可	総合課税17.6~52.1%又は 源泉分離課税30.1%
	【2011年から】 申告不要[分離課税]20% 又は総合課税10~50%	【2011年から】 総合課税15~39.6% +州税等(総合課税)			【2011年から(改正案)】 総合課税17.6~53.1%又は 源泉分離課税31.1%
株式等譲渡益課税	【時限措置(2010年まで)】 申告分離課税 10%	【時限措置(2010年まで)】 段階的課税2段階 0、15% +州税等(総合課税)	段階的課税 2段階 18%、28% ※譲渡益が年10,100 ポンド(約135万円)以下 の場合は非課税。	申告不要[分離課税] 26.375% ※総合課税も選択可	申告分離課税30.1% ※譲渡額が年25,730 ユーロ(約296万円)以下 の場合は非課税。
	【2011年から】 申告分離課税 20%	【2011年から】 段階的課税 5年超保有は8%、18% +州税等(総合課税)、 5年以下保有は10%、20% +州税等(総合課税)			【2011年から(改正案)】 申告分離課税31.1% ※非課税枠は廃止。

(備考) 各国とも2010年7月の税法による。邦貨換算レートは、1ユーロ=115円(裁定外国為替相場:平成22年5月中における実勢相場の平均値)

いわゆる配当の二重課税論について

配当に係る所得税については、中低所得者は配当税額控除を利用すれば、実質的に非課税となり、また、高所得者はそもそも20%分離課税であっても相当程度軽減されており、十分配慮が行われている。

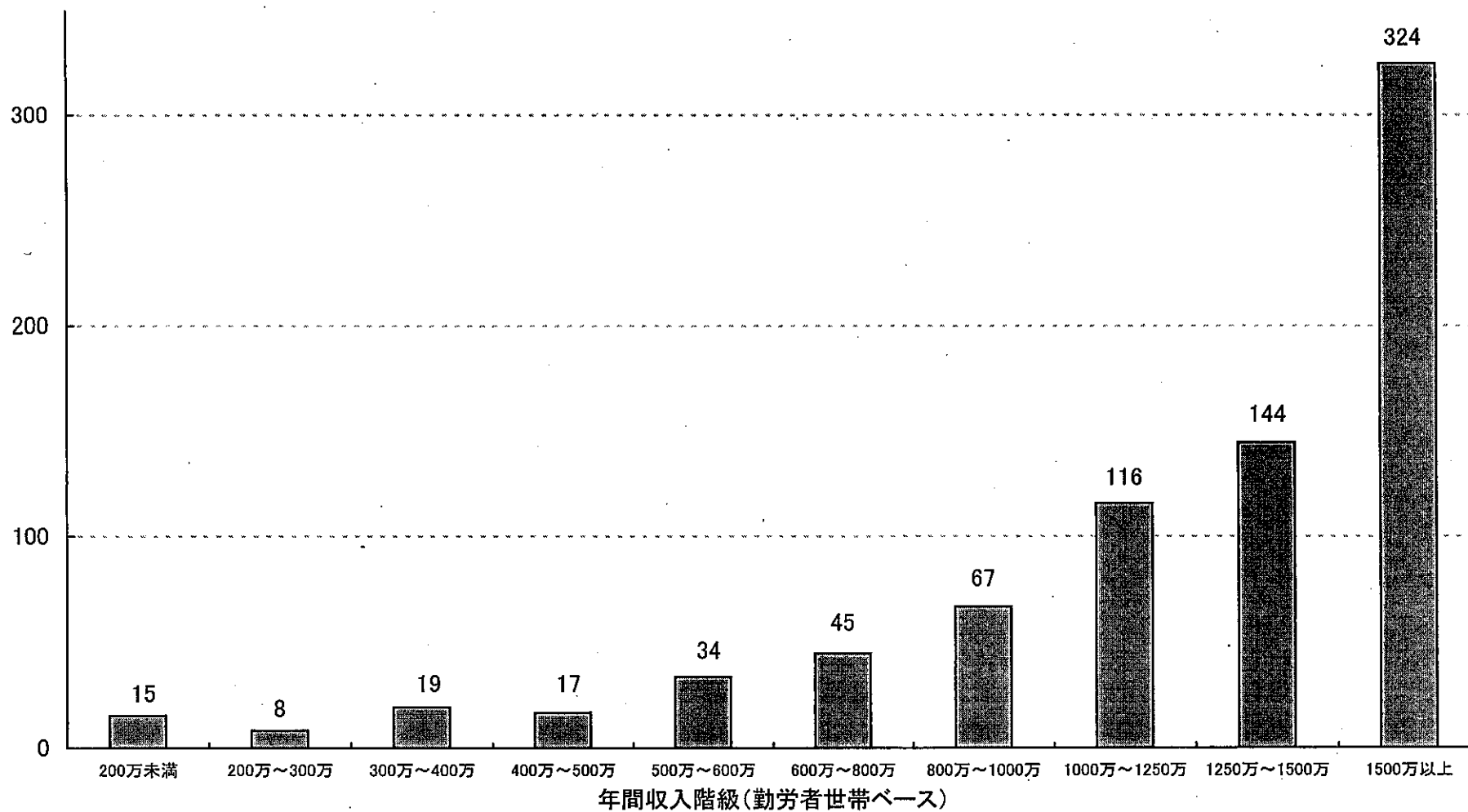


配当に係る負担調整を行わないことは主要国における趨勢。

日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
調整措置なし 総合課税選択で 配当税額控除が可能	調整措置なし	部分的な調整	調整措置なし	調整措置なし 総合課税選択で 部分的な調整が可能

収入階級別の株式・株式投資信託の一世帯当たり平均保有額(勤労者世帯)

(万円)



注1 総務省「平成16年全国消費実態調査貯蓄・負債結果表」より作成。

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設

平成 24 年から実施される上場株式等の 20%本則税率化にあわせて導入することとされている。

1. 非課税対象 : 非課税口座（注）内の少額上場株式等の配当、譲渡益
2. 非課税投資額 : 口座開設年に、新規投資額で 100 万円を上限（未使用枠は翌年以降繰越不可）
3. 非課税投資総額 : 最大 300 万円（100 万円×3 年間〔平成 24～26 年〕）
4. 保有期間 : 最長 10 年間、途中売却は自由（ただし、売却部分の枠は再利用不可）
5. 口座開設数 : 年間 1 人 1 口座（毎年異なる金融機関に口座開設可）
6. 開設者 : 居住者等（その年 1 月 1 日において満 20 歳以上である者）
7. 口座開設期間 : 平成 24 年から平成 26 年までの 3 年間の各年

（注）非課税口座とは、非課税の適用を受けるため一定の手続により金融商品取引業者等の営業所に設定された上場株式等の振替記載等に係る口座をいう。

<非課税措置のイメージ>

